



福井小水力利用推進協議会

2020年度（第9回）通常総会

2020年 7月5日（日）

14:00～15:00 受付開始 13:30 から

会場 福井市総合ボランティアセンター（ハピリン4階）

ボランティア研修室 A+B（福井県福井市中央1丁目2番1号 / 0776-20-5107）

JR 西口から徒歩1分です。ご来場には公共交通機関をご利用下さい。

対象 会員

例年総会のあとに開催している活動報告会とその後の懇親会を中止します。



小水力利用は地域で！

河川は、地域、市町ときに水をまたいで流れる。川は個人のものではない。地域の水で発電するには地域で話し合う。その成功体験がのちに地域創成へとつながる。



旧サイト

サイト移転前（2011-2019）の情報は、こちらをクリックしてご覧ください。

お問い合わせはメールアドレス

info@f-water.org

までお願いします。

ウェブサイト

<https://f-water.org>

リニューアルしました。

福井小水力利用推進協議会 第9回通常総会（2020）

日時 2020年7月5日（日）14：00～15：00

場所 福井市総合ボランティアセンター（ハピリン4階）

次 第

開会

議長選出

第1号議案	2019年度 事業報告	資料1
第2号議案	2019年度 決算報告	資料2
第3号議案	2019年度 監査報告	資料3
第4号議案	役員を選任	資料4
第5号議案	2020年度 事業計画	資料5
第6号議案	2020年度 予算	資料6

その他

閉会

資料1 2019 事業報告

2019年度活動で特筆すべきは、普及啓発のための地域おこし班主導による自然エネルギー学校活動（地球環境基金「つづける助成」に2019年4月に採択され同年8月から11月に実施）を行いました。2年目の継続事業（2020年度）にも採択されましたが、残念ながらコロナ禍のため2020年5月に採択を辞退しました。第2に、展示会出展はユニー主催エコ博1件でした。これは水車展示だけでなくクイズを通じたエネルギー教育もステージで行いました。第3に、例年同様の全国小水協理事、県のまちエネおこしネット協議会へのコーディネータ、福井市環境推進会議委員、そして小水力のアドバイザーとして、まちエネおこしネット協議会に3名を派遣しています。加えて2019年度は、2つの地域協議会（大滝小水力利用推進協議会と武生市里山蘇生協議会）にアドバイザーを派遣しました。大滝協議会は、自然エネルギー学校事業の対象地区で、同事業を補填する見学会も県助成で行いました。武生市の里山蘇生協議会では、地域の小水力適地調査（5地点）のほか、里山蘇生とバイオマス利用に関する調査・検討会を行いました。

会員の動きとしては、2018年の黒谷川発電所（前田会員）に続いて吉田理事が手掛けてきた樽ノ木谷川（はんのきだにがわ）発電所が運転を開始しました。

- ・ **会 員** （団体会員4、個人会員13 20.6/30現在）
- ・ **会 議** 理事会（3回：19.10/23, 20.3/31, 20.5/23）他はML会議
- ・ **会員サービスと広報**
 - (1) 全国水力協ニュースレターNo. 52, 53, 54, 55の配信
 - (2) 会員ML (mem@ml.f-water.org) による情報提供
 - (3) PR出展・啓発クイズ ユニーエコ博（ユニー主催エルパ 19.11/16, 17）
- ・ **委員会等**
 - (1) 全国小水力利用推進協議会理事会(19.10/19, 12/4, 20.3/14, 4/14, 5/29)
 - (2) 県環境政策課まちエネ協議会(19.11/16, 20.2/7)
 - (3) 福井市環境推進会議(20.4/10 コロナ禍のため書面会議)
- ・ **研修会・見学会・調査・研究**
 - (1) 地球環境基金「つづける助成」事業実施
(講座4回：7/29, 8/31, 9/30, 10/28、企画会議多数回)
 - (2) 県小水力アドバイザー活動
 - ・ 里山蘇生協議会（越前市 講演会2回、ワークショップ2回、適地調査）
(19.11/19, 20.1/19, 20.2/8)
 - ・ 大滝小水力利用推進協議会（石徹白小水力発電所見学会19.11/24)
 - (3) 第5回全国小水力発電大会参加（埼玉県大宮 19.12/4-6）

資料2 2019 収支決算

2019年7月1日～2020年6月30日

収入	予算	決算	内訳
会費収入	45,000	46,000	個人13名×¥2,000 団体4社×¥5,000
事業費・賛助金	10,000	5,000	展示会協力費(ユニー出展料)
利子、その他	1,000	82,792	前年度会費徴収¥5,000 特別会計¥77,792
繰越金	144,193	144,193	
計	200,193	277,985	

支出	予算	決算	内訳
総務費	5,000	300	資料コピー代
会費	10,150	10,150	全国小水協正会員2019年度会費
事業費	150,000	6,885	キット関連(¥5,405+¥1,480)
次期繰越金	35,043	260,650	
計	200,193	277,985	

特別会計

地球環境基金「つながる助成」事業「大滝地区自然エネルギー学校」会計報告

2019年4月1日～2020年4月30日

収入	予算	決算	内訳
助成金	500,000	498,000	地球環境基金から
寄付	204,500	243,000	有志からの寄付金
計	704,500	741,000	

支出	予算	決算	内訳
① 賃金	349,000	426,000	活動に対する御礼
② 謝金	100,000	80,000	講師への御礼
③ 旅費	75,500	82,270	助成金説明会(川崎市品川区)、計画検討会など
④ 物品・資材購入費	45,000	53,216	胴長、GPSなど
⑤ 借損料・役務費	2,300	2,950	ガソリン代
⑥ 事務管理費	3,100	18,772	郵便料金・銀行振込手数料など
残金	129,600	77,792	現金*
計	704,500	741,000	

補足説明：別途資料として 現金出納帳が有る

※ 特別会計の残金を現金で保有しています。地球環境基金助成事業の継続申請を辞退したため、この現金を一般会計に組み入れることについて審議願います。

会計監査報告

2019年度の福井小水力利用推進協議会の収入、支出、決算等につきまして、会計帳簿ならびに関係書類等を、2020年6月20日に監査いたしました結果、収入、支出、決算および残高に誤りなく適正に処理されていたことを認め、報告いたします。

2020年6月20日

福井小水力利用推進協議会

監事 吉川 守秋



資料4 役員の選出

- ・理事会（5月23日）に従い、会員を対象にネット（MLとGoogle Form）を利用して役員を募集しました。（募集期間は5月24日～31日）その結果、次の4名が理事に立候補されました。
- ・規約では理事5名以上、監事1名以上、事務局長をおくことになっています。
- ・顧問は、これまで通りの方を候補にあげました。

（1）立候補者名簿

氏名（敬称略）	所属または得意分野	希望する活動
有賀 祥夫	水文環境技術士事務所 環境アセスメント	地域へのマイクロ水力発電導入 （常時、災害時）
藤原 一功	(有) トーフ設計 建築・電気	全般
増田 頼保	NPO 法人 森のエネルギーフォーラム 自然エネルギー、風力発電、木質バイオマス	普及啓発・地域活性化
吉田 裕則	理創電力株式会社	事業に携わる関係者の連携による 案件の開発

（2）顧問候補

氏名（敬称略）	所属・役職等
山本 拓	衆議院議員（自民党資源・エネルギー戦略調査会長）
辻 一憲	福井県議会議員，前理事
田中 敏幸	福井県議会議員

資料5 2020 事業計画（案）

電力の発送電分離による電力システム改革の総仕上げ、脱FITからFIPへの動きのなかで、環境省の第5次環境基本計画の目玉「地域循環共生圏構想」が動き始め再エネの地域活用による地域創成が本格化しそうです。今年はコロナ禍で出足をくじかれた反面、社会の価値観の転換や生活様式の変容が起こり、これまで以上に自然エネルギーや地産地消など地方や再エネに眼が向きそうです。

今年度も、各種委員を派遣する、行政機関への提言、全国小水力利用推進協議会などの情報発信、等の協議会のもつ本来の使命のほか、地域や会員活動の支援を行います。とりわけ、コロナ後の新しい社会を意識しつつ事業化促進や地域の活性化にむけた活動を展開します。

・ 会員サービス

- 全国水力協のNLの配布（年4回程度 メール配信）
- 会員MLによる情報提供

・ 交流事業

- 全国小水力発電大会への参加支援
- 環境フェア等への参加、出展

・ 班事業

- ① 調査研究班（適地調査など）
- ② 普及啓発班（教育や啓発目的の事業）
- ③ 地域づくり班（事業化、および事業化を通じた地域おこし事業）

・ 事務局

- 情報発信，県内外との連絡、全国小水力利用推進協議会等との連絡
- 企画、連携の場づくり，政策提言など
- 総務、会計

資料 6 2020 予算書 (案)

2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日

収入	2020	内訳
会費収入	46,000	会費 個人¥2000×13名、団体¥5000×4社
事業収入等	10,000	事業参加費、展示会協力費など
利子、その他	1,000	
繰越金	260,650	
計	317,650	

支出	2020	内訳
総務費	5,000	通信費、諸費
会費	10,150	全国小水協正会員 2020 年度会費
事業費	150,000	会場費 ¥5,000 講演料、専門家招聘など ¥100,000 講習会機器類等 ¥45,000
予備費	152,500	
計	317,650	

福井小水力利用推進協議会規約

(名 称)

第 1 条 この会は、福井小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第 2 条 協議会は小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(本 部)

第 3 条 協議会は、本部を福井県福井市花堂北 1 丁目 7-2 5（株式会社サンワコン）内に置く。

(事 業)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (3) 小水力等を利用した地域づくり活動への支援
- (4) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (5) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 協議会は、次の会員で構成する。

- (1) 会員 協議会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2 会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。
 - (1) 個人会員 年会費 2,000 円
 - (2) 団体会員 年会費 5,000 円
- 3 全国小水力利用推進協議会の正会員で本協議会に入会を希望するものは年会費を免除される。

(理 事)

第6条 本協議会に理事会をおき、理事は理事会を構成する。

- 2 理事は、総会において会員のうちから選任する。
- 3 理事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の理事が退任した場合、補欠選任することができる。補欠として選任された理事の任期は、前任理事の任期満了までとする。
- 5 理事の人数は5人以上20人以内とする。
- 6 前項の規定に関わらず、理事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。

(会 長)

第7条 会長は本協議会を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長は理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 会長の任期は、1期を2年とし、連続して3期までとする。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときにはその職務を代行する。

- 2 副会長は1人以上4人以内とし、理事会において理事の互選によって選任する。
- 3 副会長の任期は1期を2年とし、再任を妨げない。

(監 事)

第9条 本協議会に監事をおき、協議会の会計および業務状況を監査する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、1期を2年とし、再任を妨げない。
- 4 任期途中の監事が退任し新たな監事が選任された場合、新たに選任された監事の任期は、前任監事の任期満了までとする。
- 5 前項の規定に関わらず、監事は任期満了後も次の通常総会まで任期を伸張する。
- 6 監事の人数は1人以上3人以下とする。
- 7 監事が会長・理事を兼務することはできない。
- 8 監事は本協議会の会計を監査し、総会に監査結果の報告を行う。

(顧 問)

第10条 本協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が選任する。
- 3 顧問は会員である必要は無い。

(総 会)

第11条 会長は年1回の通常総会を開催する。また会長が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。

- 2 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定
 - (2) 収支予算の決定
 - (3) 事業報告の承認
 - (4) 収支決算の承認
 - (5) その他会長または理事会が総会に付議すると決定した事項
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 4 総会は会員をもって構成し、会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り出席会員（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集する。また理事は、理事の過半数の同意があれば会長が招集しなくとも開催することができる。

2 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 会長が付議すると決定した事項
- (3) 本協議会の運営に関する重要事項

3 理事会は理事の過半数（委任状を含む）の出席によって成立する。

4 理事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席理事（委任状を含む）の過半数をもって行う。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計)

第14条 協議会の運営費には会費または寄付金その他をもって運営する。

(班)

第15条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な班をおくことができる。

2 班に班長をおく。班長は会長が委嘱する。

3 班長は理事会に出席し、その所管する事項について報告し、意見を述べることができる。

4 班員は理事会または総会の承認を得て会長が任命する。

5 班長及び班員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。

6 第5項の規定にかかわらず理事会決議または総会決議によって班長及び班員を罷免することができる。

(事務局)

第16条 本協議会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局は会長、副会長、事務局長及び事務局員によって構成する。

3 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命する。

4 協議会の会計執行責任者を事務局長とし、事務局長は理事会の監督の下で会計事務を行う。

5 事務局員の任免は理事会が行う。

(入会・退会・除名)

第17条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。会長は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

第18条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 理事会は会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 個人会員の本人が死亡したとき
- (2) 団体会員である団体が消滅したとき
- (3) 事業年度末日までに当該年度の会費を支払わなかったとき

第19条 会員がこの規約に違反したとき、若しくは、協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(規約の変更)

第20条 本規約を変更するためには、総会において出席会員（委任状を含む）の3分の2以上の賛成による議決を要する。

(解散)

第21条 協議会の解散は、総会において会員総数の3分の2以上により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第22条 協議会設立時の会長および副会長は、第7条第2項および第8条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により理事の中から選任することができる。

2 この規約は平成24年7月1日から施行する。

3 この規約は平成25年7月28日の改定を経て、同日から施行する。

4 この規約は平成28年7月3日の改定を経て、同日から施行する。